別記様式（第4条関係）

個別外部監査人資格書面閲覧簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 整理番号 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 閲覧者氏名 |  |
| 閲覧者住所 |  |

閲覧の制限（規則第５条による。）

１　閲覧者は、資格を証する書面を市長が指定する場所以外に持ち出し、又は損傷、汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

２　市長は、前項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、資格を証する書面の閲覧を停止し、又は禁止することができる。